

生徒会役員選挙規定

第1条 生徒会役員として次の役員を選挙する。

生徒会長 1名

副会長 2名

書記 1名

第2条 選挙権は本校に在学する全会員がこれをもつものとする。

第3条 被選挙権は本校の2年生に在学する全会員がこれをもつ。

第4条 立候補者は推薦団体を必要とする。

第5条 選挙管理委員は全校協議会員より若干名互選し、選挙管理委員を結成して次の事項を行う。(ただし、立候補者ならびに、その応援弁士は管理委員になることができない)

選挙の公示

選挙運動の管理

立候補届の受理

資格の確認

開票および結果発表

その他、選挙に関する一切の事務

第6条 立候補者の選挙運動の範囲

立候補者は選挙管理委員会より指定された日時、場所においてのみ選挙演説を行うことができる。

第7条 選挙期日は選挙公示の日より1週間後に行わねばならない。

第8条 選挙は投票により行う。

第9条 開票は選挙終了後、直ちに選挙管理委員会立会のもとに行われる。

第10条 選挙事務所は生徒会室とする。

第11条 再選挙は原則として行わないが、やむを得ない事項があるときに限って認められる。

第12条 選出された生徒会役員は即日この任務につき、会長は常任委員長を委嘱する。

第13条 任期は向う1年間とする。役員の重任は認めない。

第14条 付則

この規則に規定されていない細目については選挙管理委員会においてその都度とり決める。